鳥獣被害の現状と対策

令和8年10月

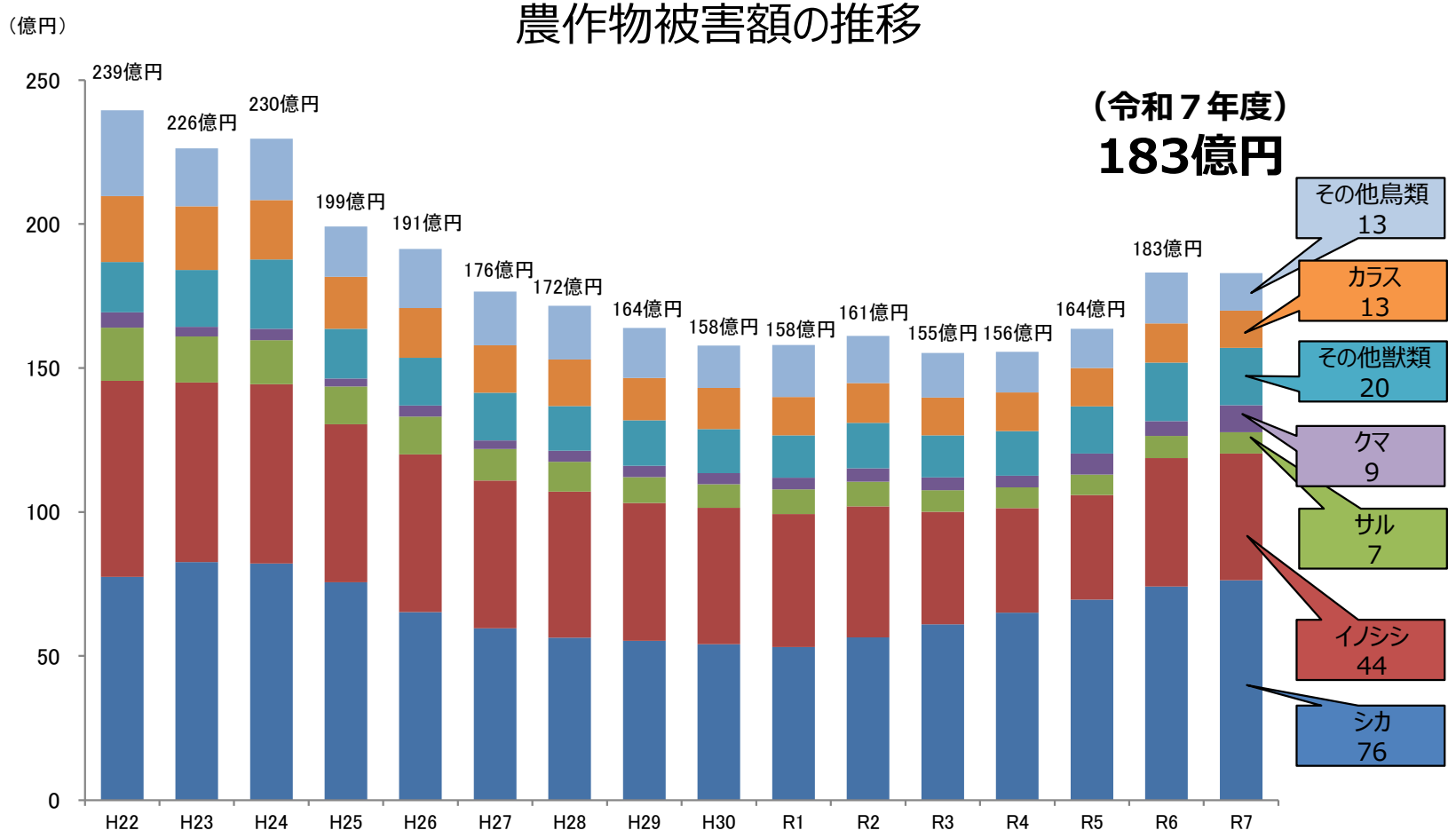
農林水産省　農村振興局

MAFF
農林水産省

野生鳥獣による農林水産被害の概要

○ 野生鳥獣による農作物被害額は183億円（令和７年度）。全体の約７割がシカ、イノシシ、クマ、サルによるもの。
○ 森林の被害面積は全国で年間約４千ha（令和６年度）で、このうちシカによる被害が約６割を占める。
○ 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
○ 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響**を及ぼしている。

農作物被害額の推移



農作物被害





※ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

鳥獣被害対策の３本柱

○ 鳥獣被害対策は、**個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理**の３本柱が基本。
○ この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

鳥獣対策の鉄則！３つの柱

【第１の柱】**とる**（個体群管理）



農地周辺等での
鳥獣の捕獲



【第２の柱】**まもる**（侵入防止対策）

侵入防止柵の設置・管理、追払い



侵入防止柵の設置



追払い

【第３の柱】**よせつけない**（生息環境管理）

農作物残さ等の管理や
放任果樹の伐採、緩衝帯の整備



放任果樹の伐採



緩衝帯の整備

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

○　鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年２月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和３年に改正**。
○　現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
○　令和３年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】

農林水産大臣が被害防止施策の**基本指針**を作成

基本指針に則して、**市町村**が**被害防止計画**を作成
（必要に応じ協議会や**鳥獣被害対策実施隊**を設置）

計画に基づき被害防止施策を実施

【主な支援措置】

財政支援
特別交付税の拡充、補助事業による支援等、必要な財政上の措置

権限委譲
市町村の希望に応じ被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲

捕獲人材の確保
捕獲隊員等に係る、狩猟税の減免や、銃刀法に基づく技能講習の一部免除※等

都道府県による助言等
都道府県による、市町村への助言や、市町村をまたいだ被害防止に関する措置※※等

※　H24改正時に措置、その後延長　　※※　R3改正時に範囲拡大

【その他の鳥獣被害防止のための措置】

捕獲鳥獣の適正処理・有効利用　**被害状況等の調査**
技術開発・普及等　**人材の育成**　等

令和７年４月時点で1,525市町村で被害防止計画を作成

【沿革】

H19（制定）

H24（改正）
○一定の要件を満たす場合、①実施隊員については『当分の間』、②実施隊員以外の捕獲従事者については『平成26年12月３日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
○国及び都道府県が捕獲に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26（改正）
○技能講習を一部免除する規定を２年間延長。

H28（改正）
○技能講習を一部免除する規定を５年間延長。
○実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3（改正）
○技能講習を一部免除する規定を５年間延長。
○都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置の範囲拡大及び国による費用の補助に係る規定の追加。
○国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
○被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【活動内容】 捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追払い

（その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など）

【隊員構成】

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、 ② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者から構成され、隊員は公務として被害対策に従事

【設置に必要な市町村の手続き】

① 市町村長が隊員を任命又は指名する　② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

【実施隊員へのメリット措置】

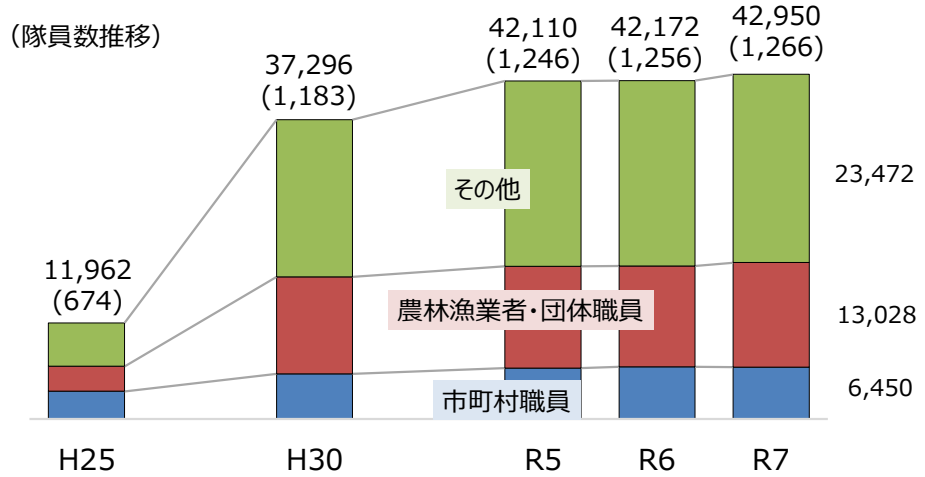
主として捕獲に従事する隊員	→	狩猟税は非課税 〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉
民間の隊員(非常勤の公務員)	→	公務災害の適用
銃刀法の技能講習	→	一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**
ライフル銃の所持許可	→	継続10年以上猟銃の所持がなくても、ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- ○ 狩猟税は半額に減額
- ○ **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ○ ライフル銃の所持許可に係る特例措置の対象になり得る

【設置状況】

令和７年４月時点で1,266市町村で設置（隊員数：42,950名）



【出典】鳥獣対策・農村環境課調べ ※ 各年４月時点。括弧内は実施隊設置市町村数
その他には一部所属未回答の者が含まれる。

個体群管理（農地周辺等での鳥獣の捕獲）について

○　被害防止計画に基づき市町村が実施する**農地周辺等での有害捕獲**については、被害防止効果の向上等を図るための**PDCAの実践**を推進。

○　併せて、市町村と連携しつつ**都道府県が中心となった**、農地周辺の林地等における、生息状況の把握とそれを踏まえた**広域的な捕獲**を推進。

【被害防止計画に基づく捕獲活動におけるPDCAの実践】

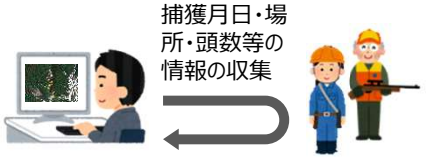
Plan：計画

- **実施隊員**等や**幅広い関係者の参画**の確保等、持続的な捕獲体制を構築
- **被害発生状況**や**捕獲実績**等を踏まえた**捕獲計画を策定**

＜項目例＞
- 捕獲場所・期間、捕獲方法、捕獲計画数、重点捕獲区域・時期
- 捕獲活動のルールや研修予定

Do：実行

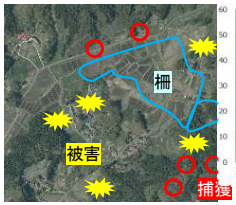
- **安全管理研修**の実施等
- **計画に基づく捕獲活動**
- 捕獲活動・実績に係る情報収集



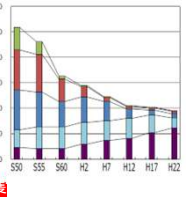
Check：点検

Doで収集した情報や**被害発生状況**等を整理し**分析**

GISを活用した地図化



時系列データを活用した分析



Action：改善

- 点検結果を基に**関係者で協議、対応を決定**
- 次期捕獲計画への反映

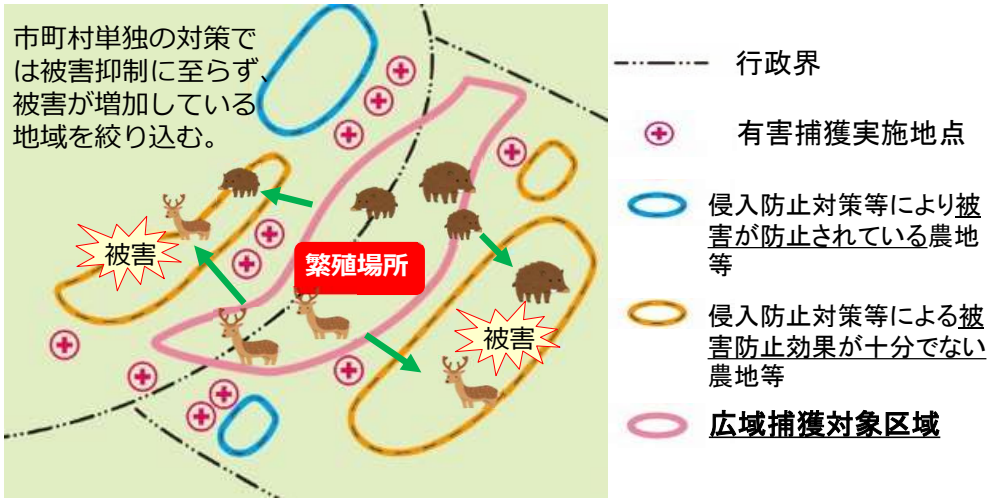


＜対応例＞
- 被害位置や目撃情報等を踏まえた重点捕獲区域・時期の変更
- 捕獲実績等を踏まえたわな位置・設置時期の変更

【都道府県が中心となった広域捕獲】

シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、
①**別の県や市町村に移動して生じる新たな被害を防ぐ捕獲**、
②**県や市町村を跨ぐ林の中での繁殖場所での捕獲**　等、
広域的な捕獲が重要。

（実施エリアの絞り込みのイメージ図）



（実施手順）

狩猟者団体や地域住民等との合意形成 → 事業実施に係る体制の整備 → 生息状況等の調査 → 広域捕獲の実施

環境省と連携したシカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標

○　生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、

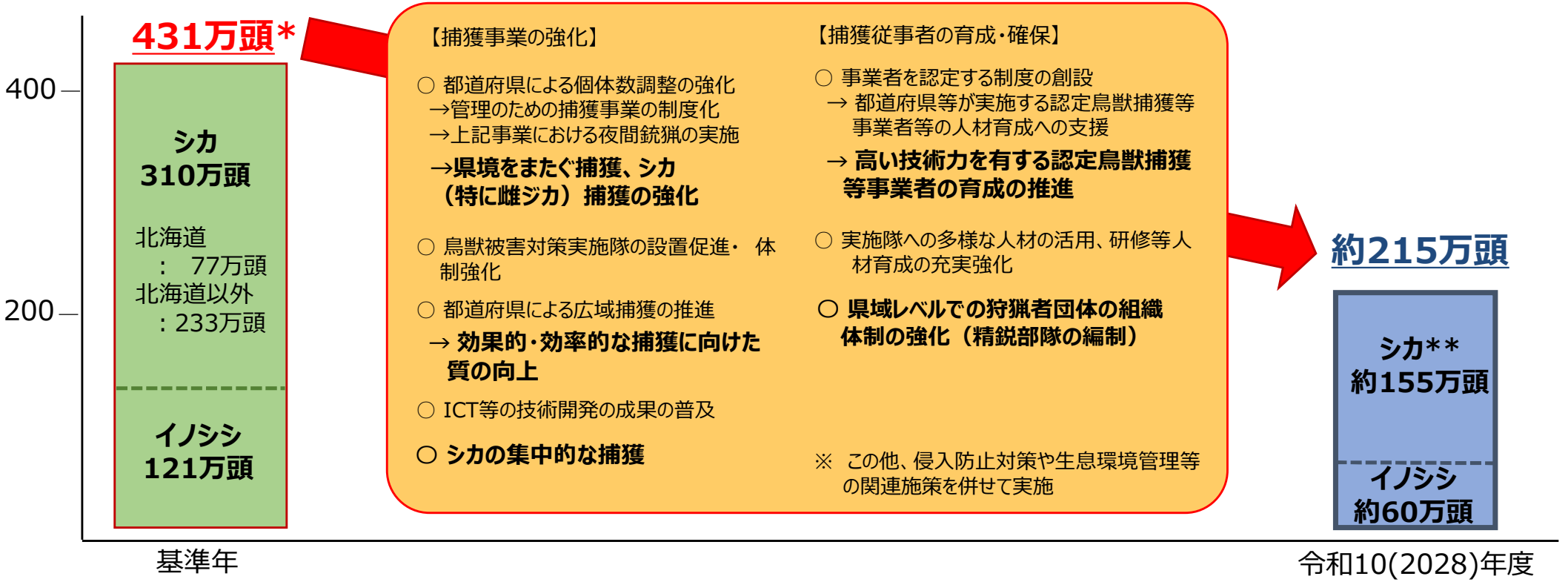
①　**シカ**は、**令和10年度まで**に、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。

②　**イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、捕獲圧を維持



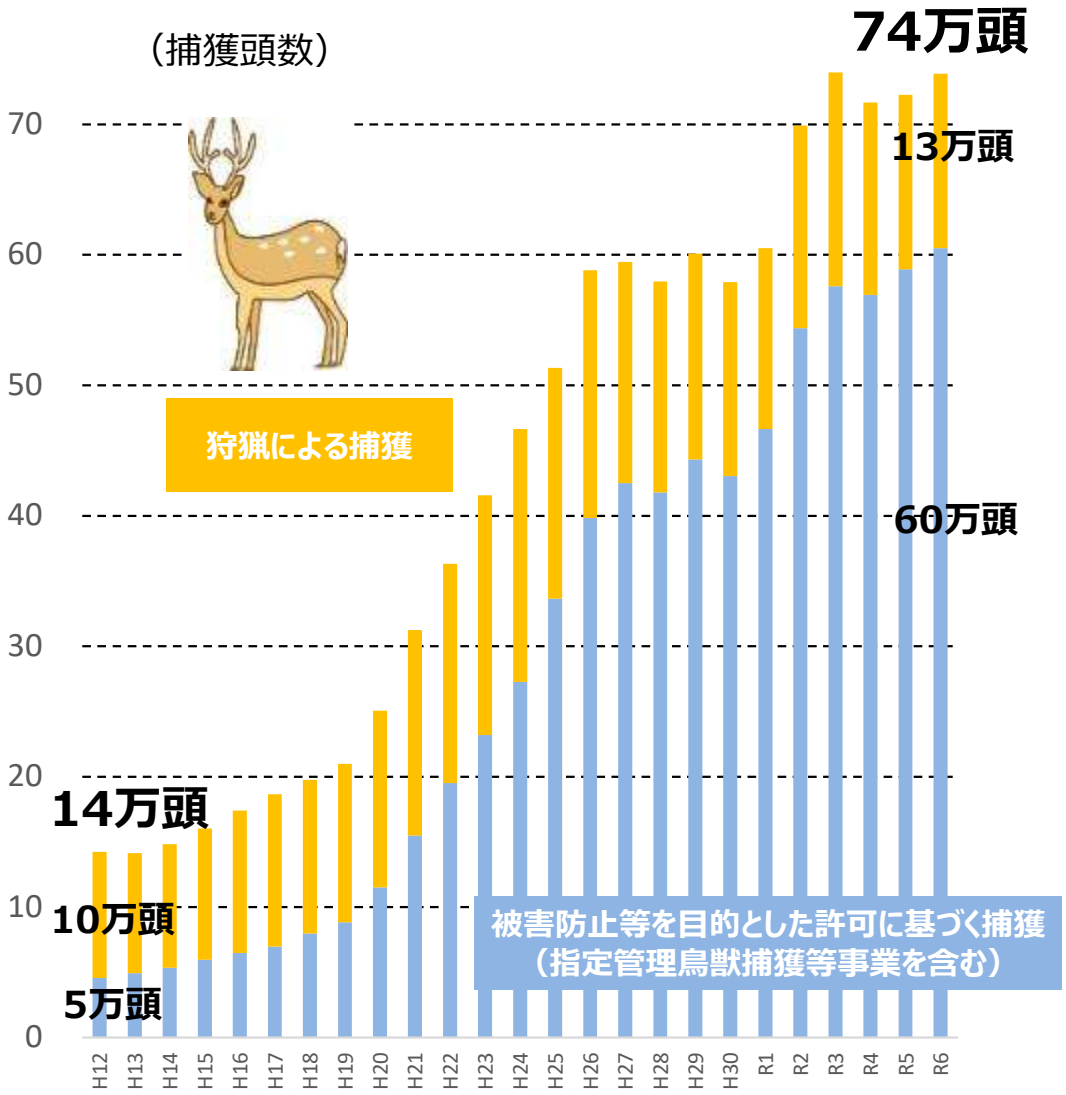
*環境省における令和３年度末時点の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和４～９年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

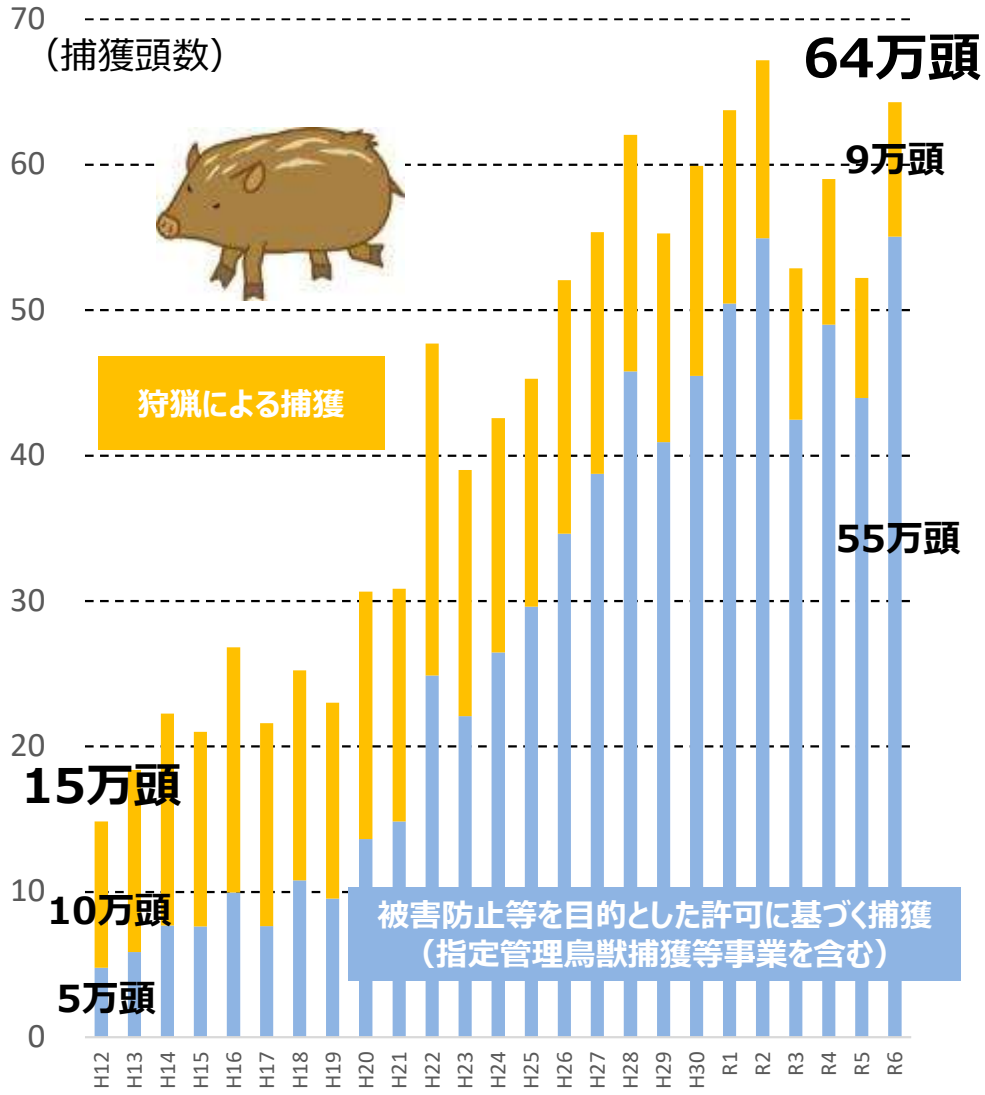
シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

○　近年では、被害防止等を目的とする捕獲が中心に行われ、シカ及びイノシシの捕獲頭数が大幅に増加。

○　シカの捕獲頭数推移



○　イノシシの捕獲頭数推移

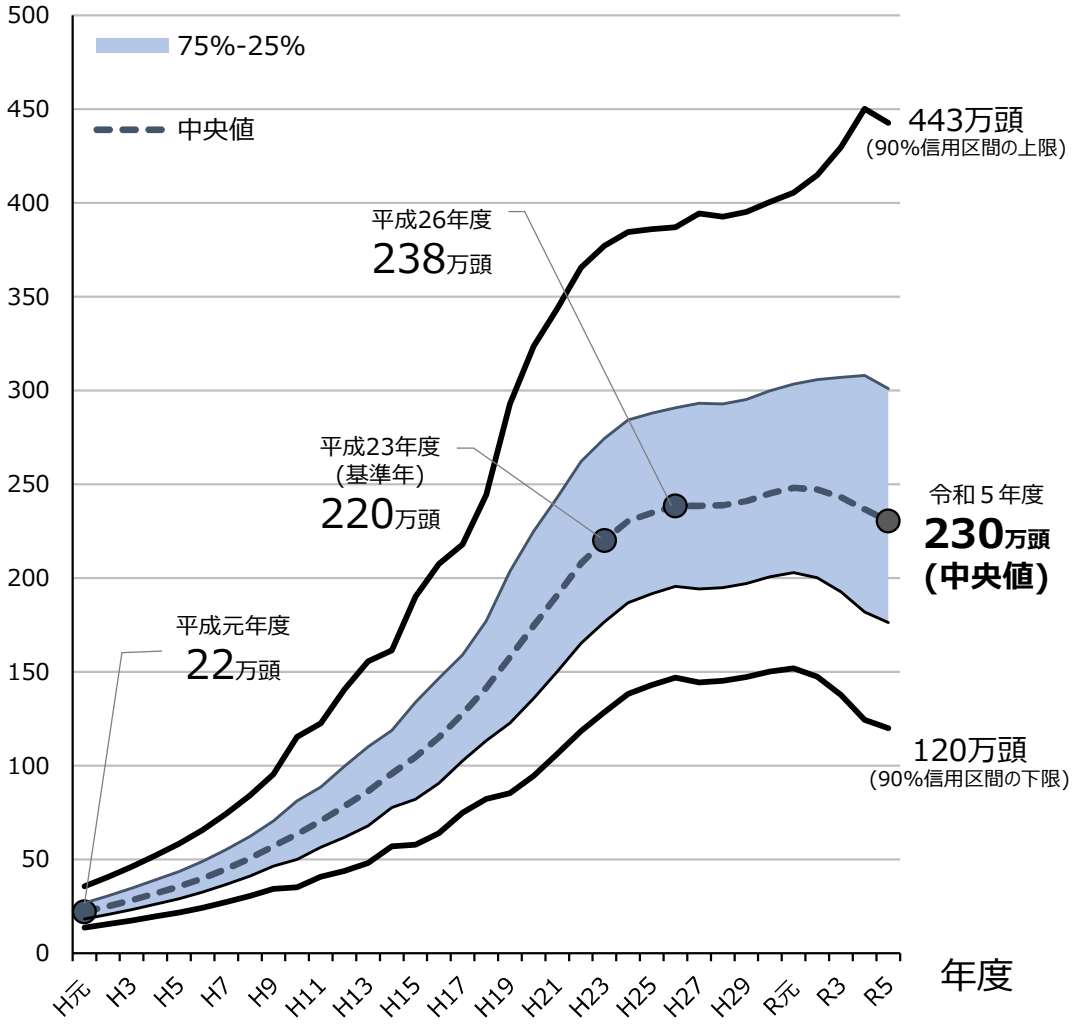


【出典】「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和6年度）」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成
※令和３(2021)年度以前は「鳥獣関係統計」参照。令和４(2022)年度以降は「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和6年度）」の数値

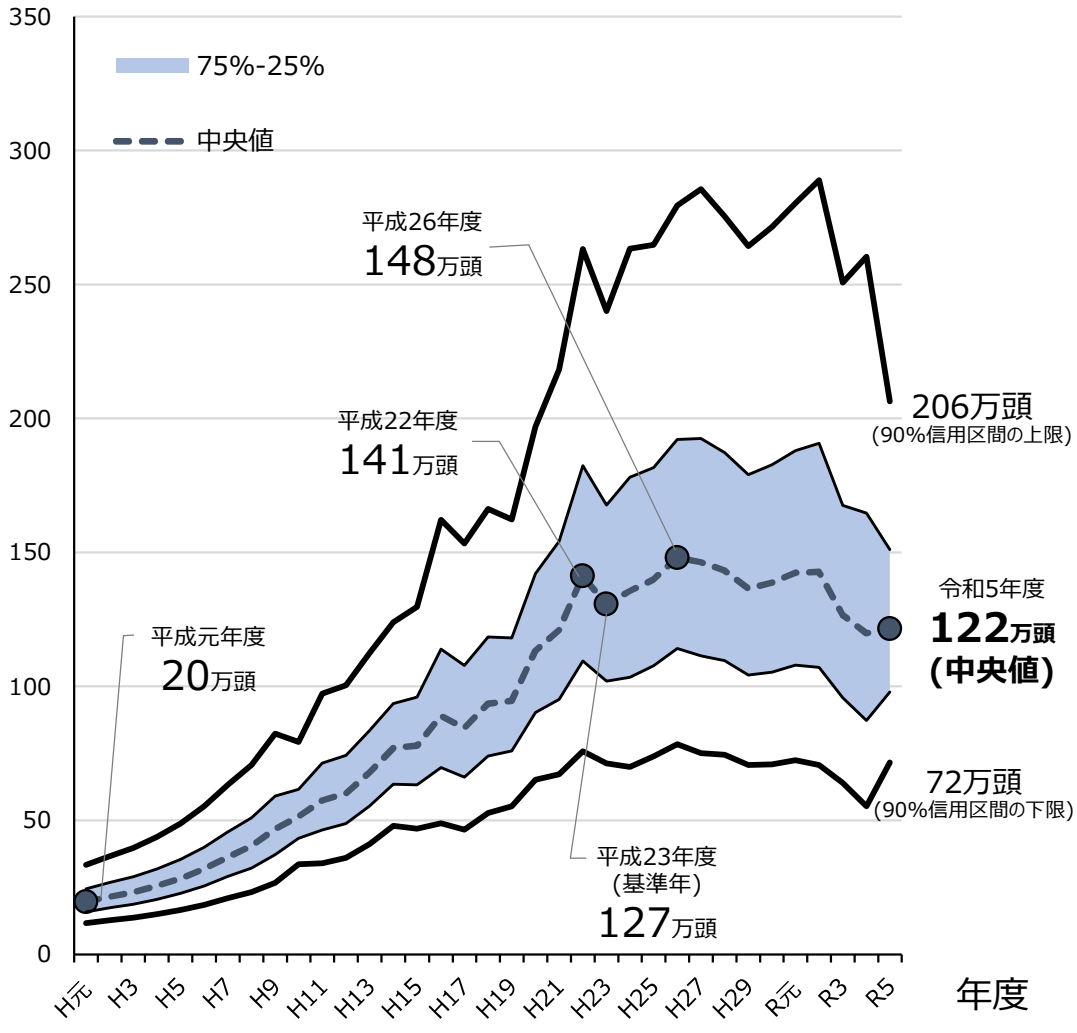
シカ・イノシシの個体数推定結果について

○ シカの推定個体数は約230万頭（中央値）となり、高い水準で推移。
○ イノシシの推定個体数は122万頭（中央値）となり、減少傾向にはあるものの高い水準で推移。

シカ推計個体数（北海道を除く）



イノシシ推計個体数



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」（環境省）

侵入防止対策・生息環境管理について

○　侵入防止対策については、**柵の適切な設置と維持管理の徹底**を、**点検の負担軽減**を図りながら推進。
　また、鳥獣の侵入経路を踏まえた集落単位等での**広域柵の設置**等を推進。
○　生息環境管理については、市町村等による農家や住民に対する**継続的な啓発**と効果的な実施を推進。

【侵入防止柵の適切な設置と管理】

1. **加害鳥獣の種類**や**地形**、**管理し易さ**等を踏まえた整備内容、設置後の**管理体制**等の整備計画の策定。
2. 電気柵での適切な**柵線間隔**や**舗装道からの一定距離**の確保、WM柵等での**地際対策**等、適切な設置。
3. **定期的な見回りや必要に応じた補強・修繕等**の実施。

○地形に合わせた柵の設置や補強



○集落周辺、柵周辺の環境等の点検



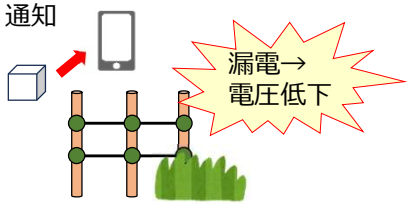
【広域柵】

効果的・効率的な対策の観点から、 集落単位等での広域柵の整備が有効。**地域住民の協力**を得ること等による**管理体制の構築**や、**点検の負担軽減**が重要。

○集落周縁の里山内に点検通路と一体的に電気柵を整備した事例



○点検の負担軽減対策の例（電気柵監視システム）



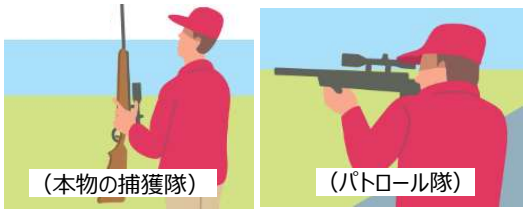
【追払い】

対象鳥獣に**「慣れ」を生じさせない**ための、追払い方法に応じた、**組織的に徹底して行う**、**捕獲と組み合わせ**る、設置型の追払い器具は**防除期間終了後速やかに撤去**する等の対策が重要。

○集落ぐるみでの動物駆逐用煙火によるサルの追払い



○銃器による捕獲と組み合わせたモデルガンによるカラスの追払い



※　捕獲隊とパトロール隊を区別しにくくする。

【生息環境管理】

農作物残さや放任果樹等が、鳥獣への**無意識の「餌付け」**となり、集落内にある藪等が、鳥獣の**隠れ場所**となるため、これらの**鳥獣を引き寄せる要因の把握**と**適切な管理**が重要。

○放置されたひこばえ



○放置された収穫残さ



○柵周辺への緩衝帯の設置



スマート鳥獣害対策の推進

○　農村部の高齢化や人口減少が進む中、鳥獣対策を効果的に進めていくためには、ICT等の導入を加速化し、経験や勘のみに頼らない、**データに基づく被害対策**を進める必要。

○　ICT 等を活用した遠隔監視や捕獲データの収集・分析等による**見回り作業の省力化**や**捕獲を強化すべき地点の特定**等、**先導的なスマート鳥獣害対策**の普及を推進。

【対策のスマート化の視点（例）】

- **捕獲報告**の負担を軽減したい
- **PDCAの効果的実施に向けて精緻な捕獲情報**を収集したい



集落での侵入防止対策や生息環境管理を**効果的**に進めたい

効果的な追払い等のため、**群れの位置**や**行動パターン**を把握したい

- **わなの見回り**負担を軽減したい
- 警戒心が高まり捕獲しづらくなることを避けるため、獲り残しをなくしたい

【スマート鳥獣害対策の展開】

捕獲

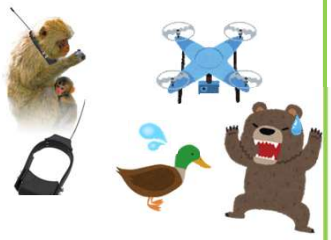
わな監視システム　　捕獲確認アプリ



→見回り省力化、データを活用した効果的な捕獲

追払い

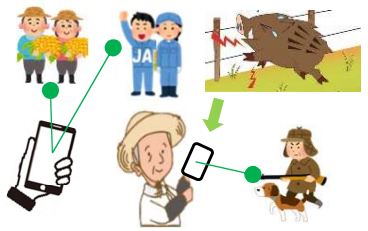
GPS　　ドローン



→早期かつ省力的な追払い

集落点検

SNS　　電気柵監視システム



→対策状況の効果的・効率的な把握・点検

先導的な対策を行うモデル的な地域の育成と横展開を推進



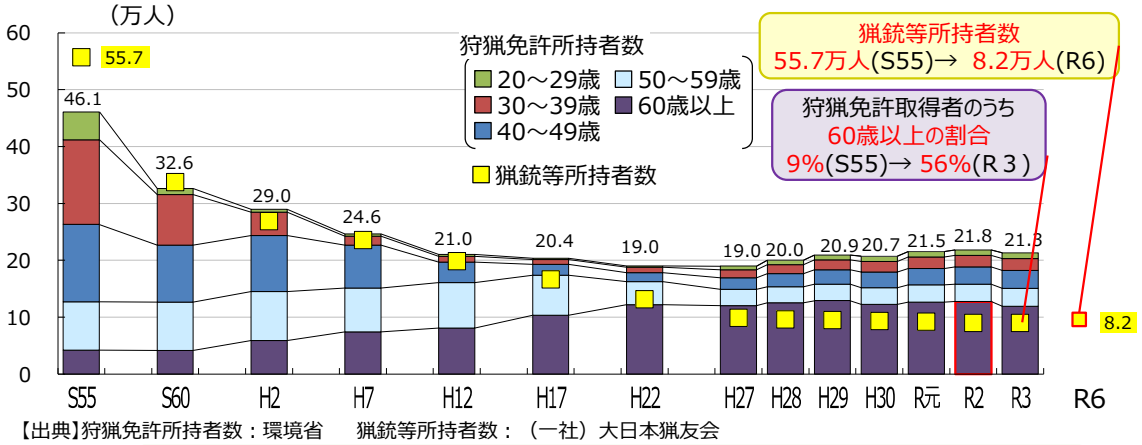
鳥獣被害対策に活用出来る機器情報（農林水産省Webサイト）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html

人材育成・確保に向けた取組

捕獲人材の現状と対策

○ **捕獲の担い手の高齢化**が進み、特に銃猟を行える者が減少。
○ 都道府県と市町村が連携した**体系的な研修の実施**等による人材育成、捕獲サポート体制の強化等の捕獲者の負担軽減対策と併せて推進。

【狩猟免許所持者数・猟銃等所持者数の推移】



【出典】狩猟免許所持者数：環境省　猟銃等所持者数：（一社）大日本猟友会

【体系的な研修による捕獲人材の育成】



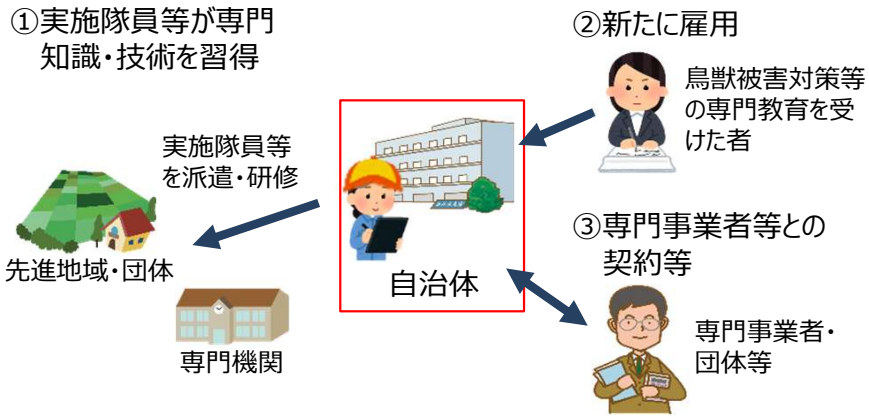
【地域住民による捕獲者のサポートや地域外の狩猟免許所持者の捕獲活動への参画】



被害対策専門人材の育成・確保

○　地方自治体における被害対策のより効果的・効率的な実施に向け、鳥獣被害対策や野生動物管理等に係る**専門知識や技術を有する人材**の**育成・確保**を推進。

【専門人材の育成・確保の方法】



【専門人材の活躍（例）】



的確な現状把握と効果的な被害対策の企画　集落への的確な助言等（集落点検、捕獲技術指導）　新技術の効果的な導入

被害対策の効果増大・効率化

鳥獣被害防止総合対策交付金

令和９年度予算概算要求額　19,574百万円（前年度 9,900百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

＜事業目標＞

○ 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）［令和11年度まで］）
○ 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、クマ、サル等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や、**強固な侵入防止柵の整備**、**自治体の体制強化、ジビエ利用拡大**等を支援します。

② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。

③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。

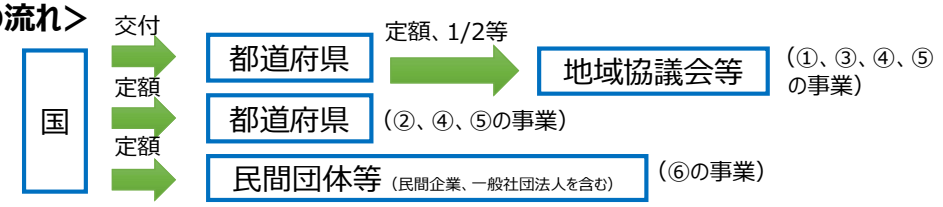
④ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。

⑤ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と**農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策**等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

⑥ 鳥獣被害対策基盤支援事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。

【関連】 **鳥獣被害対策タスクフォースへの支援**
交付金の各メニューにおいて、**対策の高度化に取り組む**重点支援対象市町村に対し、**重点的に支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

① 広域柵・強固な柵の整備
集落全体を防護する広域的な柵や、維持管理負担の軽減に資する物理的に強固な柵の整備を支援



② スマート捕獲等の普及の加速化
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援

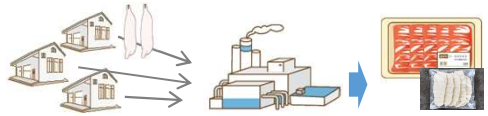


〔ジビエ利用推進の取組〕

① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進

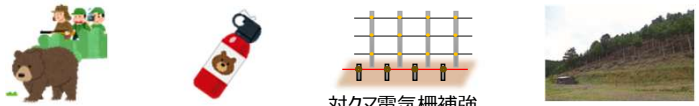


② 新たな流通体制整備の推進
新たな流通・販売体制の構築、整備に向けた取組を推進



〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



［お問い合わせ先］農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）

【参考】鳥獣被害防止対策に係る地方財政措置

○地方交付税措置

・**都道府県**が実施する調査等委託費や市町村への補助等に要する経費について**普通交付税措置**

・**市町村**及び**都道府県**が実施する鳥獣の駆除等に要する経費について**特別交付税措置**

＜特別交付税措置の対象経費＞

区分	対象経費	具体的な内容　※下線部は被害防止計画を策定している場合対象
市町村	駆除等経費 （交付率８割[注１]）	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の輸送経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣追い払い等の技術導入、緩衝帯の設置、実施隊の被害防止施策に係る経費のうち隊員の出勤に係る手当及び保険代（これらに類する費用を含む）、実施隊員への猟銃取得の助成費、デジタル簡易無線機の購入経費（有害鳥獣駆除活動に使用する目的で市町村が狩猟者等に貸与するために購入する場合）、委員会等の委員、構成員に対する手当等
	処分等経費 （交付率８割[注１]）	鳥獣買上費、捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）・燃料代・施設手数料、重機等により埋設する際の費用
	調査・研究・広報・研修等経費 （交付率５割）	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費、大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費、実施隊の被害防止施策に係る経費のうち射撃技術向上のための研修等に要する経費等
都道府県	広域捕獲活動経費 （交付率８割[注１]）	広域捕獲活動に係る有害鳥獣の捕獲及び捕獲鳥獣の処分に要する経費（具体的な内容は、市町村に対する特別交付税措置の駆除等経費及び処分等経費のうち広域捕獲活動に要する経費に準ずる。）
	人材育成等経費 （交付率５割）	広域捕獲活動に係る人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

（注１）被害防止計画に基づかずに実施する事業にかかる駆除等経費、処分等経費及び調査・研究・広報・研修等経費については、交付率５割を講じる

（注２）都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業）と同額の地方負担を上限とし、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

○起債することが可能な鳥獣被害防止施設

区分	侵入防止柵	焼却施設	減容化施設	ジビエ処理加工施設	高度化施設（射撃場）	備考
公共事業等債（県分）	○	○	○	○	○	充当率 90%、算入率 20%
一般補助施設整備等事業債（市町村分）	○	○	○	○	○	充当率 75%、算入率 0%
過疎債及び辺地債	○	○	○	○	○	充当率 100% 算入率 70%(過疎債)、算入率 80%(辺地債)
（参考）特別交付税措置	○	×※	×※	×	×	※捕獲鳥獣を焼却処分する場合の焼却炉購入等費用（専ら捕獲鳥獣処分に用いるものに限る）は特別交付税の対象

（注）具体的な個々の事業箇所の状況に応じて、地方公共団体及び総務省が個別に適債性を判断の上、適債性がある場合に限定して「○」とするもの。

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度の概要

○　平成１８年３月に、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として登録する制度を創設。

○　農林水産省に登録されたアドバイザーは、現在２９９名（令和８年６月末）で、それぞれの専門性の下で活動中。

１．アドバイザー登録・利用

（１）登録手続き

- アドバイザーとして登録するには、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関からの推薦を受け、農村振興局長が承諾・登録。
- 登録の有効期間は３年。（更新毎の登録手続きが必要）
- 登録したアドバイザーの氏名、専門分野、これまでの活動実績等（連絡先は除く）の情報について、農林水産省HPで公表。

（２）利用手続き

- アドバイザーを利用する者は、利用申込書を地方農政局農村環境課等へ提出し、希望するアドバイザーに係る情報の提供を受ける。
- 利用者は、依頼する助言の内容等をアドバイザーと直接交渉を行い、契約を締結。

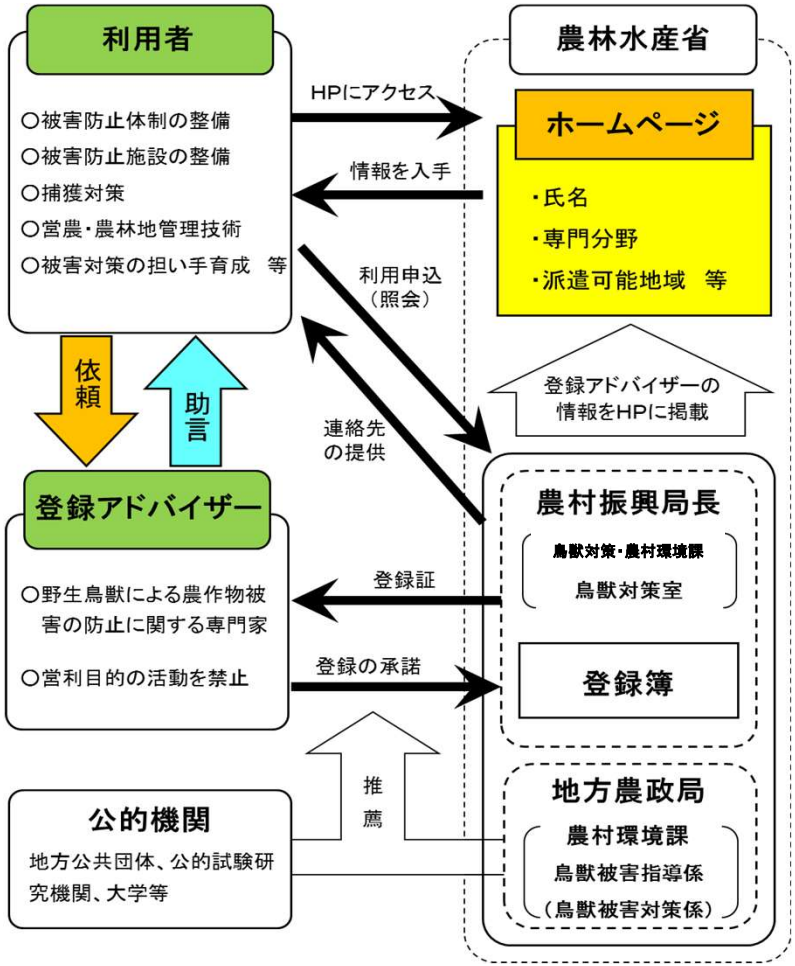
２．アドバイザーが行う助言等の内容

（１）地域における被害防止体制の整備
（２）防護柵等の被害防止施設の整備
（３）被害防止のための捕獲対策
（４）野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
（５）地域における被害防止対策の担い手の育成
（６）その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

制度の詳細やアドバイザーの一覧はこちら（農林水産省Webサイト）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_adviser/

アドバイザー登録・利用の流れ

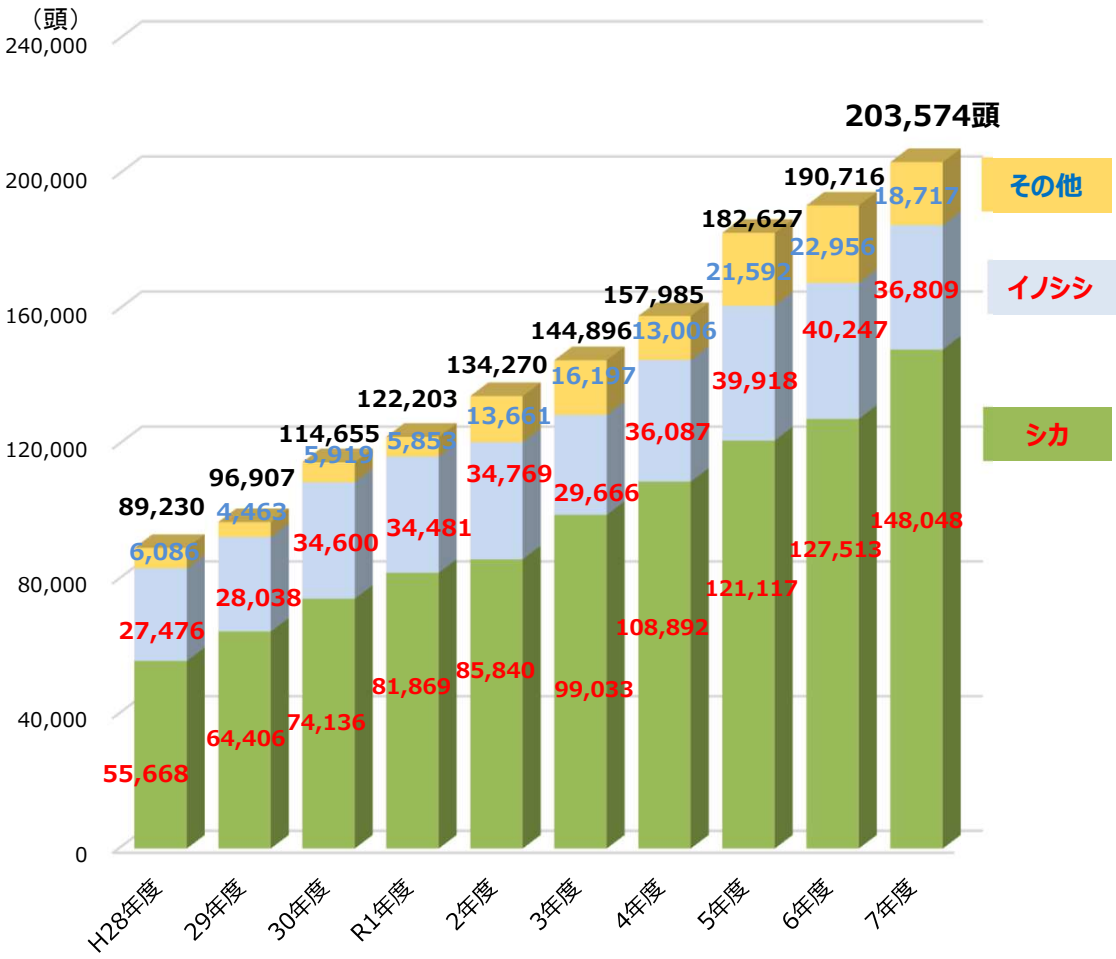
登録者数：２９９名（令和８年６月末現在）



捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

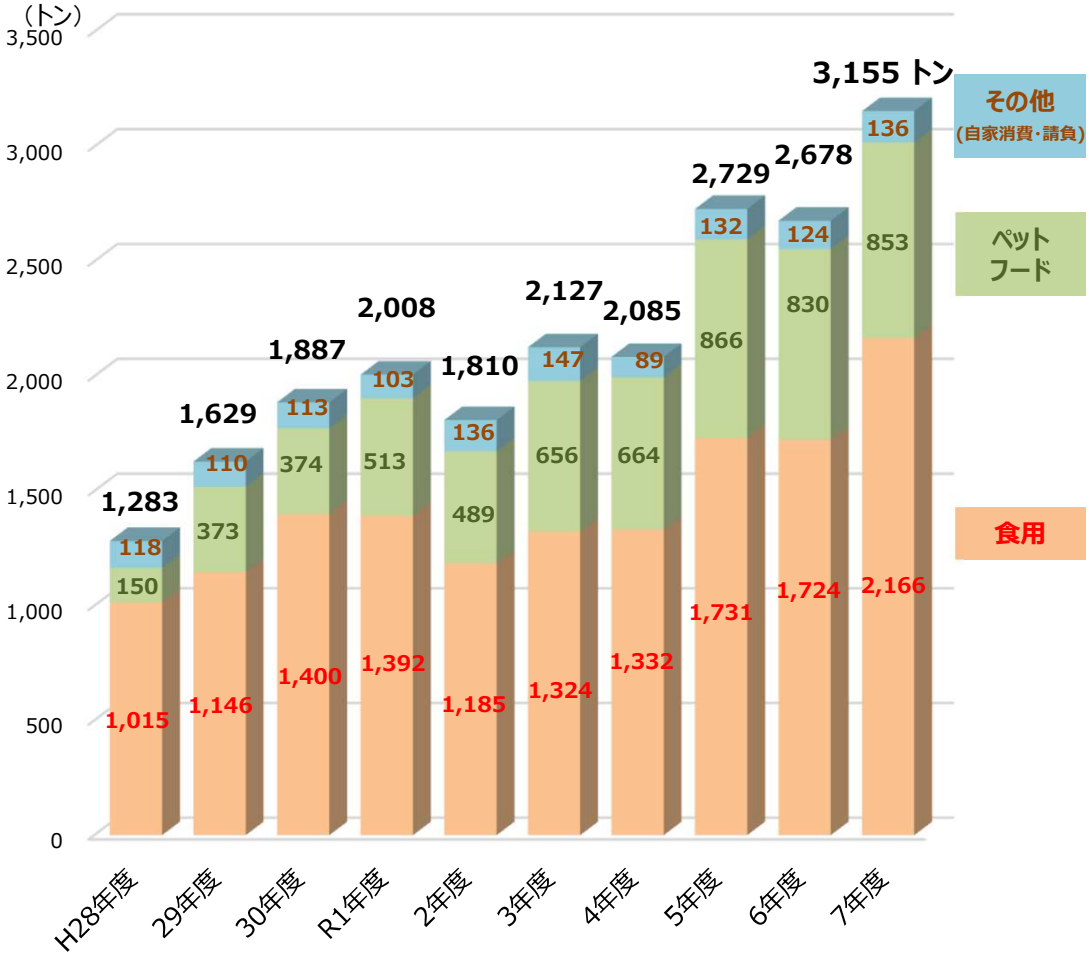
○　令和７年度に、全国の885処理加工施設において処理されたジビエ利用量は3,155トンであり、平成28年度と比べて2.5倍に増加。

１．ジビエ利用頭数の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

２．ジビエ利用量の推移



〔出典〕野生鳥獣資源利用実態調査

ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

○　ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。

ジビエ需要の開拓・創出

消費

消費者ニーズ把握

低利用部位等のペットフードへの活用



学校給食への展開



狩猟体験ツアー



宿泊等との連携



外食等による販売拡大



地域オリジナル商品の開発



選ばれる商品を供給

供給

需要と供給をつなぐ流通

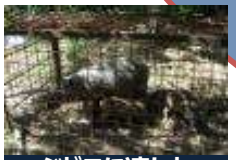
統一的なジビエ流通規格

供給側と実需者のマッチング

商品情報の見える化

捕獲

ニーズに応じた原料確保



ジビエに適した捕獲の推進



ICT等を活用した捕獲技術開発



搬入体制の強化



野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（厚労省）

ガイドラインの遵守

衛生管理による品質確保

取引の拡大

国産ジビエ認証

情報表示

処理加工

良質ジビエの安定供給

野生鳥獣肉の衛生管理

○ 平成26年５月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進。（平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議）

○ 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」において検討し、厚生労働省では、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定（平成26年11月）。

○ 食品衛生法の改正（令和２年６月１日施行）により、野生鳥獣肉を処理する施設においてもHACCPによる衛生管理が義務付けられたため、ガイドラインを一部改正（令和２年５月28日）。

○ 豚熱感染確認地域で捕獲された野生イノシシを食用として利用できる条件を追加したことから、ガイドラインを一部改正（令和３年４月１日）。

○ 関係法令との整合を図るため、ガイドラインの用語等を一部改正（令和５年６月26日）。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の項目

捕獲	運搬	処理	加工、調理、販売	消費
○ 食用とすることが可能な捕獲方法 ○ 捕獲しようとする野生鳥獣に関する異常の確認（家畜の生体検査に相当） ○ 屋外で放血する場合の衛生管理 ○ 屋外で内臓摘出する場合の衛生管理、内臓の異常の有無の確認 ○ 捕獲者自身の体調管理及び野生鳥獣由来の感染症対策	○ 具体的な運搬方法 ○ 捕獲者と食肉処理業者の連絡体制 ○ 捕獲個体の相互汚染防止 ○ 食肉処理業者に伝達すべき記録の内容	○ 捕獲者における衛生管理についての確認 ○ 食肉処理場の施設設備等 ○ 食肉処理業者が、解体前に当該野生鳥獣の異常の有無を確認する方法（家畜の解体前検査に相当） ○ 食肉処理業者が解体後に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法（家畜の解体後検査に相当） ○ 工程毎の衛生管理	○ 仕入れ先 ○ 記録の保存 ○ 十分な加熱調理 ○ 使用器具の殺菌 ○ 野生鳥獣である旨の情報提供	○ 十分な加熱調理 ○ 使用器具の殺菌

衛生管理の技術を有する捕獲者と野生鳥獣肉を取扱う事業者による適切な衛生管理

食品衛生法に基づく一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準（ソフト）
食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の許可と施設基準（ハード）

ジビエハンター育成研修制度

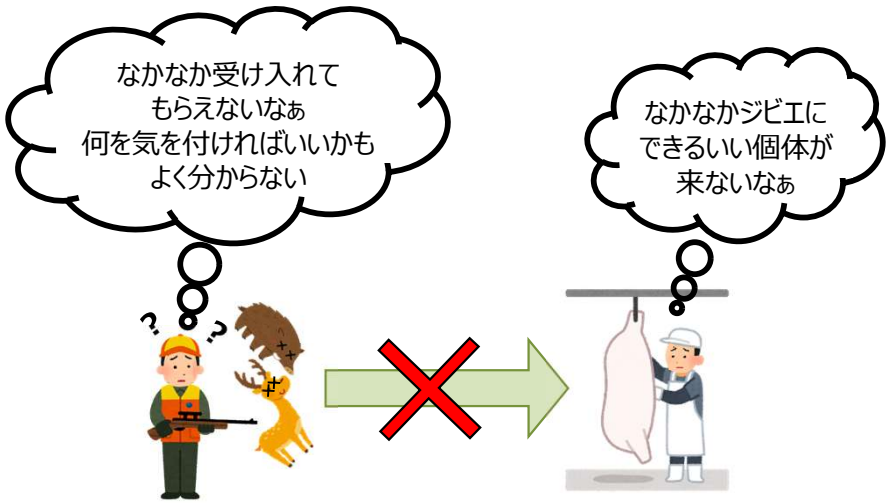
○　ジビエに適さないため、処理施設に受け入れられず、捨てられてしまう個体を減らすため、ハンターにジビエに適した捕獲方法等の知識を学ぶ研修を実施及び支援する仕組みである「ジビエハンター育成研修制度」を令和５年３月に制定。
○　地方公共団体、猟友会等と連携しながら、より多くのハンターに衛生管理の知識をつけてもらうことで、利用率向上を図る。

現状と課題

✓ 捕獲された個体が食用に適さないため、ジビエ処理施設に受け入れてもらえず、**捨てられてしまう**

（食用に適さない例）
・腹が撃たれている（胃内容物などが漏れ出し肉が汚染される）
・放血が適切に行われていない（肉質の低下）
・速やかにジビエ処理施設に搬入されていない（菌の増殖）　など

✓ そのため、処理施設従事者だけでなく、衛生管理の知識を有する捕獲者（**ジビエハンター**）の育成が重要。



ジビエハンターの育成

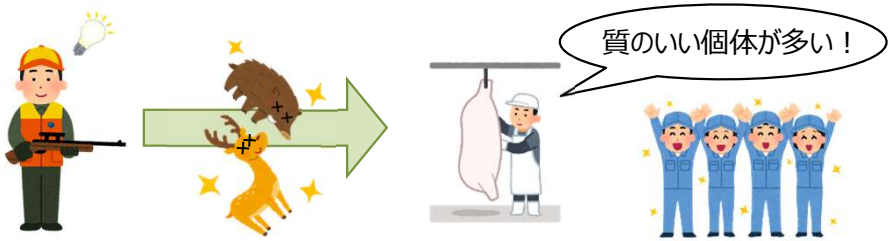
ジビエハンター育成のための**研修制度**をＲ５年度から開始
（Ｒ３年度～試行）

Step 1　基礎研修

より多くのハンターに「ジビエには捕獲段階からの衛生管理が必要」と知ってもらうための研修
・猟友会の他研修と同時開催
・HP(下記リンク)に研修用動画を公開

Step 2　育成研修

ジビエに興味があるハンターをターゲットに、ジビエに必要な衛生管理の知識を学んでもらい、実際に獲る際に活かしてもらうための研修
・国が研修実施するとともに、地方公共団体などの実施をサポート
・国が作成したテキストを使用し、国が登録した講師による研修



ハンターにとっても多くの個体を施設に受け入れてもらえれば、収入増や埋設等の作業負担減につながる可能性がある。

研修内容、講師、実施機関等の詳細はこちら
(https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier_hunter.html)

国産ジビエ認証制度

○ ジビエの食肉処理施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年５月に「国産ジビエ認証制度」を制定。

○ 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む食肉処理施設を認証。

○ また、認証を受けた食肉処理施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。

○ 農林水産省が指定する国産ジビエ認証委員会が認証機関を審査・登録し、認証機関が食肉処理施設を審査・認証。

【制度のスキーム】

国産ジビエ認証委員会

目　　的：認証機関の審査・登録、制度の普及

委員構成：捕獲から処理加工、流通販売までの事業者・有識者等
（オブザーバー：厚生労働省、農林水産省）

認証部会：認証申請機関の事前審査を実施

申請 ⇅ 審査 登録　　⇓ 監査、指導

【認証機関】民間団体等

（一社）国産ジビエ認証機構
（公社）鹿児島県獣医師会

申請 ⇅ 書類審査 現地審査 認証　　⇓ 監査、指導

【事業者】（食肉処理施設）

【認証マークの使用】

○ 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用許諾申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

ジビエ製品、ジビエ加工品、販売促進資材に使用可能

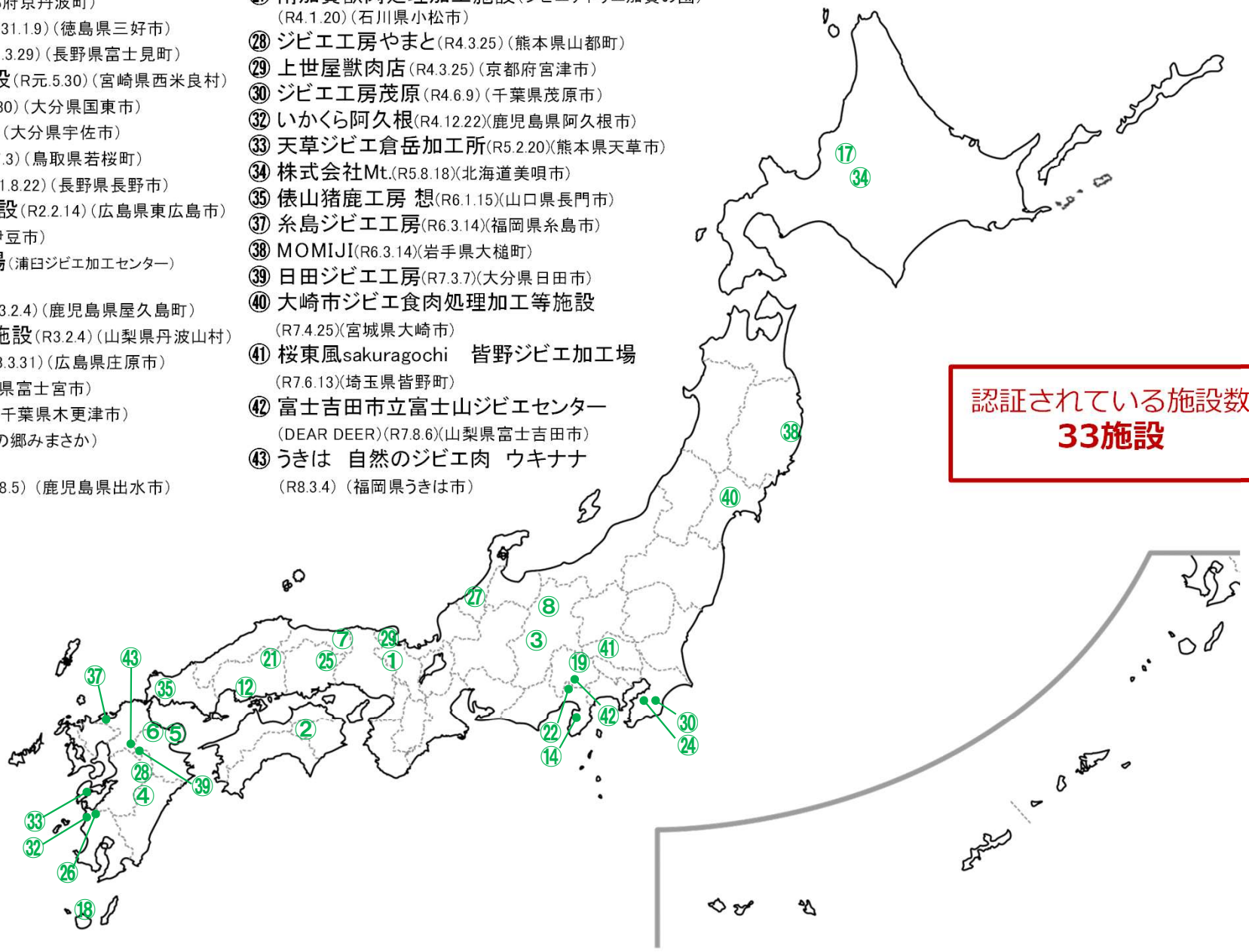


国産ジビエ
認証

国産ジビエ認証制度 認証施設一覧（令和８年10月上旬現在）

【認証された食肉処理施設】 ※日付は認証日

① 京丹波自然工房（H30.9.7）（京都府京丹波町）
② 祖谷の地美栄（いやのじびえ）（H31.1.9）（徳島県三好市）
③ 信州富士見高原ファーム（H31.3.29）（長野県富士見町）
④ 西米良村ジビエ処理加工施設（R元.5.30）（宮崎県西米良村）
⑤ TAG-KNIGHT（タグナイト）（R1.5.30）（大分県国東市）
⑥ 宇佐ジビエファクトリー（R1.7.3）（大分県宇佐市）
⑦ わかさ29工房（にくこうぼう）（R1.7.3）（鳥取県若桜町）
⑧ 長野市ジビエ加工センター（R1.8.22）（長野県長野市）
⑫ 東広島市有害獣処理加工施設（R2.2.14）（広島県東広島市）
⑭ イズシカ問屋（R2.3.30）（静岡県伊豆市）
⑰ 北海道シュヴルイユ浦臼工場（浦臼ジビエ加工センター）（R2.10.23）（北海道浦臼町）
⑱ 屋久島ジビエ加工センター（R3.2.4）（鹿児島県屋久島町）
⑲ 丹波山村ジビエ肉処理加工施設（R3.2.4）（山梨県丹波山村）
㉑ 庄原市有害鳥獣処理施設（R3.3.31）（広島県庄原市）
㉒ 朝霧高原ジビエ（R3.3.31.）（静岡県富士宮市）
㉔ オーガニックブリッジ（R3.5.27）（千葉県木更津市）
㉕ 美作市獣肉処理施設（地美恵の郷みまさか）（R3.7.8）（岡山県美作市）
㉖ ジビエ食肉処理施設大幸（R3.8.5）（鹿児島県出水市）
㉗ 南加賀獣肉処理加工施設（ジビエアトリエ加賀の國）（R4.1.20）（石川県小松市）
㉘ ジビエ工房やまと（R4.3.25）（熊本県山都町）
㉙ 上世屋獣肉店（R4.3.25）（京都府宮津市）
㉚ ジビエ工房茂原（R4.6.9）（千葉県茂原市）
㉜ いかくら阿久根（R4.12.22）（鹿児島県阿久根市）
㉝ 天草ジビエ倉岳加工所（R5.2.20）（熊本県天草市）
㉞ 株式会社Mt.（R5.8.18）（北海道美唄市）
㉟ 俵山猪鹿工房 想（R6.1.15）（山口県長門市）
㊲ 糸島ジビエ工房（R6.3.14）（福岡県糸島市）
㊳ MOMIJI（R6.3.14）（岩手県大槌町）
㊴ 日田ジビエ工房（R7.3.7）（大分県日田市）
㊵ 大崎市ジビエ食肉処理加工等施設（R7.4.25）（宮城県大崎市）
㊶ 桜東風sakuragochi　皆野ジビエ加工場（R7.6.13）（埼玉県皆野町）
㊷ 富士吉田市立富士山ジビエセンター（DEAR DEER）（R7.8.6）（山梨県富士吉田市）
㊸ うきは　自然のジビエ肉　ウキナナ（R8.3.4）（福岡県うきは市）



認証されている施設数
33施設

参考

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

○ 鳥獣保護法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。

○ 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用に当たっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【捕獲時】における取扱

・銃器による捕獲の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
・網・わなによる捕獲の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
・屋外で放血する場合、河川や貯め水等に浸漬しない。
・野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
・屋外での内臓摘出は、迅速かつ適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

・必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
・1頭ずつ合成樹脂製のシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
・運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

・都道府県等が条例で定める食肉処理業の施設基準を遵守すること。
・HACCPに沿った衛生管理を実施すること。
（「小規模なジビエ処理施設向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」参照）
・解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

・仕入れた枝肉等について、異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
・食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
・処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上の熱湯等の消毒を行う。食肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは－摂氏15度）以下で保存。
（注：食肉の加工、調理及び販売を行う場合は、食肉販売業等の施設基準を遵守する必要があり、HACCPに沿った衛生管理の実施も求められる。）

【消費時】における取扱

・中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
・まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。